

畜産茨城

第486号

令和2年9月23日

発行所／茨城県水戸市梅香1丁目2番56号
公益社団法人 茨城県畜産協会
電話 029(231)7501
URL <http://ibaraki.lin.gr.jp>
発行人／八木 岡 努

目次

学校給食において「常陸牛」や「奥久慈しゃも」が提供されています！……	1	牛マイコプラズマPCR検査を実施しています ……	6
ひたちおたチーズ工房が稼働を始めました。……	2	豚コレラの名称が「CSF」に変更 ……	7
「飼養衛生管理基準」が改正されました！ ……	3	令和2年7月市況 ……	8
夏季における暖地型牧草利用による放牧実証試験 ……	5	肉用子牛生産者補給金発動状況 ……	8
		令和2年8月市況 ……	9
		牛マルキン事業発動状況 ……	9
		茨城県立農業大学校入学生募集 ……	10

学校給食において「常陸牛」や「奥久慈しゃも」が提供されています！



新型コロナウイルスの影響により、牛肉や地鶏肉の需要が激減したことを受け、県産和牛肉等及び地鶏肉の消費拡大を図り、大きな打撃を受けた肉用牛・地鶏生産農家の経営安定を図るため、学校給食にこれらの食肉を食材として提供する事業（県産和牛肉等学校給食提供緊急対策事業）を6月から実施しております。

単年度事業ではありますが、県産和牛肉等は41市町村で789校30,032kg、地鶏肉は21市町村で393校13,539kgで、学校給食において延べ367,926人

に提供される予定となっております。

本事業では、本県の銘柄牛「常陸牛」、同銘柄地鶏「奥久慈しゃも」が通常の畜産物とどこが違うか等を含めた食育教材を作成し配布するなど、本県畜産物に対する理解醸成を図ることも併せて計画しております。

実際に「常陸牛」や「奥久慈しゃも」を食する事と、食育教材を通じて学ぶ事により、将来の消費者である児童・生徒が、本県の畜産物の素晴らしさを知ってもらえる良い機会として捉えています。

地方競馬の収益金は畜産の振興に役立てられています

ひたちおおたチーズ工房が稼働を始めました。

茨城県県北農林事務所畜産振興課



チーズ工房全景

常陸太田市では平成29年からチーズ製造・商品化プロジェクト協議会を立ち上げて、里美のむヨーグルトや里美ジェラートに続く地域特産物となる、オリジナルチーズの製造について検討を進めてきました。

令和2年5月24日には、市学校給食センター里美センターを改修した「ひたちおおたチーズ工房」として稼働を始めました。これまで試作を重ねてきた中から、形が面白く火を通すとよりおいしいカチョカヴァッロ、料理に幅広く活用できるモッツァレラなど、今のところ4品目について販売しています。

工房長で製造責任者の平賀優子さんにお聞きすると、「チーズの工程は複雑ではありませんが、出来上がりが本当に難しいです。市内で生産される生乳は品質が高いので、それを活かしたおいしいチーズを作るため頑張っています。」とのこと。日々変化する乳質を見極めながら、平賀さんはじめ6名の職員で、心を込めて手作りされているそうです。

学校給食に使われたりするなど、市民の皆さんにもなじんできた様子ですが、「新型コロナウイルスの影響で、試食販売もできない状況です。チーズのおいしい食べ方などを、直接お伝えできるといいんですが。」と平賀さん。

「ひたちおおたチーズ工房」のチーズは、水戸市内のレストランでメニューに取り入れられているほか、「道の駅ひたちおおた」で販売され

ています。また、9月1日からは、チーズ工房内の直売コーナーでも買うことができるので、ぜひご利用ください。

【買える場所】

○道の駅ひたちおおた「黄門の郷」

常陸太田市下河合町1016-1

○ひたちおおたチーズ工房（平日のみ営業）

常陸太田市大中町1702-2



『飼養衛生管理基準』が改正されました！

茨城県県南家畜保健衛生所

○飼養衛生管理基準とは

家畜を飼養する上で家畜の所有者が守るべき基準です。国内での26年ぶりの豚熱発生とアジア地域でのアフリカ豚熱の感染拡大を踏まえ、本年4月3日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が公布されました。それに先立ち同年3月9日に豚及びいのししに係る飼養衛生管理基準が公布され、これに続いて6月30日に全畜種の基準が公布されました。豚等の基準については7月1日に施行され、その他の家畜の基準は10月1日に施行されますが、一部の取組については猶予期間が設けられています。今回新たに加わった又は改正された主な項目は以下のとおりです。

(1) 家畜所有者の家畜伝染病発生予防およびまん延防止に対する責任を明確化

家畜所有者は農場関係者と協力して衛生管理を行うこと、また「飼養衛生管理者」を選任することを義務付けました。「飼養衛生管理者」とは家畜を飼養する衛生管理区域の責任者のことであり、区域内を出入りする人の管理、従業員への教育・周知及び家畜衛生情報の把握等を行います。1頭でも対象動物(※)を飼っているれば、ペットや研究用、動物園等の展示用であっても選任義務があります。なお、「飼養衛生管理者」は所有者が兼ねることも可能です。

※牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

(2) 飼養衛生管理マニュアル作成と従業員への周知

家畜所有者は以下について定めるマニュアルを策定し、従業員に周知することになりました。マニュアルは獣医師等の専門家の意見を反映させ、内容を印刷した書類を配布したり看板を設置する等の措置を講じて従業員や外部事業者へ周知します。この項目について豚等は令和3年4月、その他の家畜は令和4年2月施行になります。

- ① 従事者が農場以外で行う動物の飼養と狩猟における禁止事項
- ② 海外渡航時・帰国時の注意事項
- ③ 海外からの肉製品の持ち込みに関する注

意喚起

- ④ 農場内への不適切な物品の持ち込み禁止
 - ⑤ 可能な限り工具・機材等を農場内へ持ち込まないための取組
 - ⑥ 持ち込む工具・機材・食品の取扱い
 - ⑦ 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼養禁止(馬飼養者を除く)
 - ⑧ 野生動物の衛生管理区域への侵入防止
 - ⑨ 農場における防疫のための更衣(馬飼養者を除く)
 - ⑩ 手指・衣服・靴・物品・車両・施設等の洗浄及び消毒の具体的な方法等
- (3) 獣医師等の健康管理指導
- 農場毎に担当の獣医師又は診療施設(「かかりつけ獣医師」)を定め、定期的に家畜の健康管理について指導を受けることが義務づけられました。
- (4) 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備(牛、豚、めん羊、山羊等の偶蹄類家畜飼養者のみ)
- いのしし等野生動物で家畜伝染病の病原体の感染が確認される等、家畜伝染病の発生リスクが高まっているとして農林水産大臣が指定する地域(大臣指定地域)においては、追加で以下の措置を講じることになります。このため平時からその措置についてよく理解し準備しておくことになりました。
- ① 野生動物で家畜伝染病が確認された地域に立ち入った者は衛生管理区域への立入を制限する
 - ② 病原体の付着等のおそれのない安全な資材を確保する
 - ③ 畜舎毎に専用の衣服を使用できるよう準備しておく(豚、いのしし飼養者のみ)
 - ④ 家畜の移動に伴う畜舎外での病原体による汚染を防止する(豚、いのしし飼養者のみ)
 - ⑤ 放牧場の給餌場所における防鳥ネットの設置及び避難用設備の確保(豚、いのしし飼養者のみ、令和2年11月施行)
- なお、茨城県は本年6月30日に豚及びいのししに係る大臣指定地域に指定されています。
- (5) 放牧制限の準備(牛、豚、めん羊、山羊等

の偶蹄類家畜飼養者のみ)

(4)の場合等により伝染性疾患の発生リスクが高まり、放牧場やパドック等での畜舎外飼養ができなくなった場合に備え、家畜を飼養する避難用設備の確保・出荷または移動の準備をすることになりました。豚、いのししは令和3年4月、その他は令和3年10月施行です。

- (6) 衛生管理区域から退出する者の手指、車両、搬出する物品の消毒等

衛生管理区域内へ立ち入る者の手指、車両、搬入する物品の消毒等についての取り組み事項に加え、今回区域外に病原体を拡散しないための取り組み事項が新たに追加されました。

- (7) 肉を含む食品残渣の飼料の利用について処理及び管理方法が改正されました。豚、いのししの飼養者のみ対象で、令和3年4月施行です。

- ① 攪拌しながら90℃以上で60分以上の加熱、またはこれと同等処理と記録の作成
- ② 加熱後の飼料と加熱前の原材料の交差汚染防止対策

- (8) 野生動物侵入防止について以下2つが新たに設定されました。豚、いのししについては令和2年11月、②のみ鶏等が令和3年10月施行になります。

- ① 衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう、防護柵の設置又はその他の必要な措置を講ずること（豚、いのしし飼養者のみ）
- ② 野鳥等の野生動物が畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等へ侵入するのを防止するため、防鳥ネット又はその他の設備を設置すること（豚、いのしし、鶏及びその他の家きんのみ）

その他、「飼養衛生管理基準」の詳しい内容については下記の農林水産省ホームページに掲載されています。（https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/）

今後家畜保健衛生所の巡回等により各農場の管理状況を確認します。家畜を病原体から守るために飼養衛生管理基準の順守をよろしく願います。

夏季における暖地型牧草利用による放牧実証試験

茨城県畜産センター肉用牛研究所 飼養技術研究室

近年の気候温暖化の影響で寒地型牧草の夏枯れが広がりつつあります。県内の放牧地においても寒地型牧草が多く利用されていることから、夏枯れによる生産量の減少がみられています。このため、夏季の収量の多い暖地型牧草を寒地型牧草と組み合わせることにより、季節草量の平準化が図られ、1年を通して計画的な放牧が可能となることが期待されます。暖地型牧草である単年草のソルガム類は収量が多く、再生が良く夏から秋にかけて集約的な放牧に適しています。

また、暖地型シバ牧草である多年草のバヒアグラスは粗放的放牧に適し、夏季の草高及び収量も高く、種子代も安価ですが、いずれも県内での利用事例は少ないのが現状です。

そこで、それぞれの県内での放牧利用の可能性について検討しました。

試験1 ソルガム類の放牧利用の検討

ヘイスーダンの年間乾物収量は生育ステージが進むほど多く、出穂期が最も多くなりました。また、硝酸態窒素含量は成育がすすむにつれ低くなりましたが、180cm刈りまでは安全値(0.2%)を上回っていたことから、ソルガムを放牧利用する場合は、収量や硝酸態窒素含量を考慮すると出穂期近くなってから利用した方が良いと思われます。

表1 乾物収量及び硝酸態窒素含量(品種:ヘイスーダン)

(kg/10a, 乾物中%)

処理		1番草	2番草	3番草	4番草	合計
130cm刈	収量	294	175	308	184	961
	NO3-N	(0.84)	(0.52)	(0.21)	(0.21)	
180cm刈	収量	557	353	191	321	1,422
	NO3-N	(0.39)	(0.20)	(0.11)	(0.20)	
出穂期刈	収量	1,338	927	－	－	2,265
	NO3-N	(0.09)	(0.03)	－	－	

(注1)施肥量 5kg/10a

(注2)硝酸態窒素の安全値 0.2%以下

表2 品種別乾物収量及び採食量

(kg/10a)

品種		1番草(7・8月)		2番草(9月)		合計	
		収量	採食量	収量	採食量	収量	採食量
BMR	散播	826	415	429	223	1,255	638
	条播	601	356	554	369	1,155	725
	平均	714	386	492	296	1,205	682
ヘイスーダン	散播	481	259	226	120	707	379
	条播	808	643	281	213	1,089	856
	平均	645	451	254	167	898	618

また、放牧に適した品種を検討するため、消化性に優れるロールスイートBMRと再生力の良いヘイスーダンについて調査した結果、両者に大きな差がみられなかったものの、どちらかと言えば収量がやや多かったことや、放牧地での播種作業を考慮すると散播で採食量の多かったロールスイートBMRが適していると思われます。

夏季(7～9月)に利用する場合は、10アールあたり30日／頭程度の放牧が可能になります。



ソルガムの採食の様子

表3 牧養力

(CD/10a)

処 理	1番草	2番草	合計
BMR	13.1	11.4	24.5
ヘイスーダン	16.6	13.1	29.7

試験2 バヒアグラスの放牧利用性の検討

本草種は、茨城県県北地域においても越冬が可能です。造成時の播種量については、3kg/10aが1年目では35%とやや低い結果でしたが、3年目には85%となることから経費や早期に放牧利用することを考慮すると3kg/10aで充分とおもわれます。

また、造成法について検討したところ、出芽数は耕起区が最も多かったことから、早期に定着させるには耕起が必要と思われます。

但し、夏季に播種するので雑草との競合が著しく、雑草が伸張したら随時放牧を実施するなどの管理を行うことが必要です。

夏季の放牧では10アールあたり30日／頭程度の放牧が可能です。

表4 播種量及び被度(圃場試験) (%)

播種量	1年目	2年目	3年目
1kg/10a	18.0	56.7	82.5
3kg/10a	35.0	66.7	85.5
6kg/10a	65.0	83.3	87.5

(注1)1年目(播種;6月1日,被度調査;10月3日)

(注2)2年目(7月5日),3年目(6月26日)

(注3)約2週間ごとに刈り払いにより雑草管理

表5 造成法別の出芽数等

区分	出芽数(本/1㎡)	草高(cm)	秋季の被度(%)
耕起区	334	11.7	53.0
除草剤区	77	7.2	11.0
蹄耕法区	0	—	—

(注)草高は,播種後43日

表6 牧養力(造成法別試験) (CD/10a)

区分	放牧時期	牧養力
耕起区	1回目 7月下旬	17.9
	2回目 9月上旬	13.3
	計	31.2
除草剤区	1回目 7月下旬	14.3
	2回目 9月上旬	15.3
	計	29.6

(注)造成方法

耕起区:18日前に除草剤散布し,前日に耕起後播種

除草剤区:18日前に除草剤を散布し,播種



バヒアグラス 放牧中の様子

牛マイコプラズマPCR検査を実施しています

—酪農関係者からの申込受付中—

茨城県農業共済組合連合会

事業部 家畜診療センター・家畜課

本会では,畜産農家の経営安定に資するため,これまでに生化学的検査(代謝プロファイルテスト)・微生物学的検査などの一般検査と,繁殖検診や搾乳衛生指導,内外寄生虫駆除などの予防措置,飼養衛生管理巡回指導などの損害防止事業に取り組んできました。

2019年6月からは,近年増加傾向にあるマイコプラズマによる乳房炎を早期発見するため,生乳(バルク乳)に対するマイコプラズマのスクリーニング(PCR)検査を実施して,検査結果を乳房炎が多発する農場等に対する搾乳衛生指導に役立てています。

マイコプラズマは普段の行われている乳房炎

の細菌検査では発見できず,菌種によっては病原性が高く伝染性の強いものが存在します。これによりひとたび乳房炎を発症すると,牛床や敷料を汚染し,搾乳時に作業者の手指や搾乳機械を介して牛群に蔓延するため,出荷乳量の減少や感染牛の淘汰など経済的な損失は甚大になります。

また,本疾病に有効なワクチンは報告されておらず,乳房内への抗生物質投与による治療は極めて困難であり,回復牛も新たな感染源となる可能性が高いため,感染牛の早期発見ならびに淘汰による蔓延防止が主な対策となります。そのため,本会ではバルク乳の細菌検査に併せ

て定期的なマイコプラズマのスクリーニング検査を行うよう組合員等への普及に努めています。なお、この疾病は泌乳停止に陥るような重症になるものから、症状をほとんど示さない軽症例まで様々ですが、重度な乳房炎が続発して、乳房炎軟膏による通常の治療に全く反応せず、通常の細菌検査で原因菌が検出されない場合にも本検査を行うことが望ましいです。

検査のお申し込みやお問い合わせは、お近くの農業共済組合等または本会にご連絡ください。

〒310-0914 水戸市小吹町942番地

茨城県農業共済組合連合会

事業部 家畜診療センター・家畜課

TEL:029-215-8887 FAX:029-215-8892



豚コレラの名称が「CSF」に変更

茨城県獣医師会会員 諏訪 綱雄

昨年11月に農林水産省から突然に、従来の「豚コレラ」の名称を「CSF」に変更したと発表されました。戦前戦後を通じて、この豚コレラの脅威に悩まされてきた養豚農家にとっては、晴天の霹靂的な事だったと思います。

人間社会においても病名変更は度々行われております。従来の「らい病」が「ハンセン病」に「うつ病・神経症ノイローゼ」が「統合失調症」など社会の偏見や誤解を招くことが在るとの理由で病名が変更されたり、あるいは医学の進歩によってその原因が確定され、明確に病態がわかり、病名が変更されたりしております。最近では、「痴呆症」が「認知症」とされました。

家畜の病名についても、その家畜の種類や時代の流れ、あるいは原因が究明、確定されたり、またその固有名が人々に過剰な憂慮や恐怖を及ぼすような名称の場合には、行政施策の都合上、固有名が改称されたりして来た経緯がありました。今回の豚コレラの名称の変更も豚肉に関する消費者のニーズに応えての改正と思います。豚コレラの名称の改正については、大正11年

の頃関西の大日本食肉商業組合連合会が「豚コレラ」の名称改正に関する陳情書が提出されていた事実があります。当時は人間のコレラが流行していたことが起因でした。

この豚コレラという病気は、明治21年(1888)に北海道の真駒内種畜牧場でアメリカから導入した子豚がもとで発病したことがわが国の豚コレラ発生の始まりでした。

当時は、その症状から「豚の伝染性肺腸炎」とか「豚の虎列刺」と呼ばれていました。その後、明治32年ごろには、豚コレラとか豚ペストとされ、豚丹毒と豚疫も含めて呼称していましたが、大正11年に法改正された家畜伝染病予防法では、「豚虎列刺」とされ、さらに昭和2年に法の改正によって「豚コレラ」とされ今日まで使用されていたものでした。

◎豚コレラの新しい名称

CSF Classical Swine Fever

(古典的な古い豚の熱病)

令和2年7月市況

子豚市場

全農茨城県本部 子豚市場

開催日	区分	頭数	最高(円)	最低(円)	平均(円)	平均体重(kg)
8	一般子豚	36	22,990	22,770	22,846	50
	ベビー豚	213	20,790	15,400	19,316	35
22	一般子豚	27	21,560	21,450	21,483	50
	ベビー豚	237	20,680	3,960	17,760	35

牛市場

全農茨城県本部 家畜市場

開催日	畜種	性別	頭数	最高(円)	最低(円)	平均(円)	平均体重(kg)	kg当たり単価(円)
14	和牛	♀	80	771,100	324,500	561,990	300	1,872
		♂	76	867,900	462,000	650,911	321	2,026
		去計	156	867,900	324,500	605,310	310	1,950
		経産	15	600,600	165,000	390,060	—	—
	F1	♀	0					
		去計	0					
		去計	0					

食肉地方卸売市場

株茨城県中央食肉公社

開催日	豚枝肉：日曜、祭日を除く毎日 牛枝肉：毎週月曜日、木曜日									
項目	上場頭数		卸売価格(枝肉1kg当たり単価・円)						屠畜頭数	
	頭数	平均重量(kg)	極上	上	中	並	外	平均	豚	牛
豚	10,881.0	79.3	1,158	659	636	607	545	618	22,505	847.0
牛	頭数	平均重量(kg)	5	4	3	2	1	平均単価(円)		
和牛	A	302	346	480.5	2,365	1,921	1,687	1,084	759	2,055
	B	30			—	1,706	1,488	920		
	C	14			—	—	—	777		
乳牛	A	—	164	300.5	—	—	—	—	732	732
	B	17			—	—	—	772		
	C	147			—	—	—	754		
交雑牛	A	23	96	507.0	1,623	1,436	1,276	1,202	—	1,242
	B	68			—	1,327	1,207	910		
	C	5			—	—	1,123	951		

大子町畜産農業協同組合 大子家畜市場

開催日	畜種	性別	頭数	最高(円)	最低(円)	平均(円)	平均体重(kg)	kg当たり単価(円)
16	和牛	♀	36	728,200	319,000	512,936	276	1,854
		♂	0					
		去計	50	941,600	327,800	623,634	306	2,035
		去計	86	941,600	319,000	577,295	293	1,963

茨城県家畜商業協同組合 茨城県中央家畜市場

開催日			5, 9, 15, 19, 25, 29			
畜種	年齢	性別	頭数	最高(円)	最低(円)	平均(円)
乳牛	スモール	♀	2	286,000	176,000	231,000
		♂	52	217,800	8,800	152,033
		去計	54	286,000	8,800	154,957
	子牛	♀	1	245,300	245,300	245,300
		♂	0			
		去計	1	245,300	245,300	245,300
F1	スモール	♀	7	642,400	591,800	616,471
		♂	0			
		去計	7	642,400	591,800	616,471
	子牛	♀	42	295,900	145,200	240,612
		♂	54	350,900	177,100	286,530
		去計	96	350,900	145,200	266,441
黒毛和種	スモール	♀	1	297,000	297,000	297,000
		♂	2	293,700	264,000	278,850
		去計	3	297,000	264,000	284,900
	子牛	♀	3	452,100	423,500	434,500
		♂	2	515,900	474,100	495,000
		去計	5	515,900	423,500	458,700
黒毛和種	スモール	♀	2	456,500	381,700	419,100
		♂	3	502,700	487,300	497,567
		去計	5	502,700	381,700	466,180
	子牛	♀	2	456,500	381,700	419,100
		♂	3	502,700	487,300	497,567
		去計	5	502,700	381,700	466,180

肉用子牛生産者補給金発動状況

令和2年度第1四半期(2020年4～6月)

○肉用子牛生産者補給金制度

(単位：円／頭)

区分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	541,000	498,000	320,000	164,000	274,000
合理化目標価格	429,000	395,000	253,000	110,000	216,000
平均売買価格	620,700	557,500	—	238,200	340,500
補給金単価	—	—	—	—	—

令和2年8月市況

子豚市場

全農茨城県本部 子豚市場

開催日	区分	頭数	最高(円)	最低(円)	平均(円)	平均体重(kg)
5	一般子豚 ベビー豚	29	17,160	16,940	17,047	50
		130	18,480	9,130	16,100	35
19	一般子豚 ベビー豚	21	18,370	15,620	16,929	50
		115	14,960	2,420	9,350	35

牛市場

全農茨城県本部 家畜市場

開催日	畜種	性別	頭数	最高(円)	最低(円)	平均(円)	平均体重(kg)	kg当たり単価(円)
11	和牛	♀	81	937,200	366,300	550,285	291	1,888
		♂	1	899,800	899,800	899,800	150	5,999
		去計	87	915,200	380,600	694,492	315	2,208
		計	169	937,200	366,300	626,590	302	2,071
	F1	経産	11	512,600	122,100	301,400	-	-
		去計	0	0	0	0	0	0

大子町畜産農業協同組合 大子家畜市場

開催日	畜種	性別	頭数	最高(円)	最低(円)	平均(円)	平均体重(kg)	kg当たり単価(円)
	和牛	♀						
		♂						
		去計						
		計						

開催なし

食肉地方卸売市場

栃茨城県中央食肉公社

開催日	豚枝肉：日曜、祭日を除く毎日 牛枝肉：毎週月曜日、木曜日									
項目	上場頭数		卸売価格(枝肉1kg当たり単価・円)							屠畜頭数
	頭数	平均重量(kg)	極上	上	中	並	外	平均	豚	牛
豚	9,986.0	77.0	660	634	607	576	520	594	21,687	749.5
牛	頭数	平均重量(kg)	5	4	3	2	1	平均単価(円)		
和牛	A 169	191	471.9	2,367	1,996	1,710	1,420	-	2,107	
	B 12			-	1,787	-	917	-		
	C 10			-	-	-	757	-		
乳牛	A -	140	292.6	-	-	-	-	-	692	
	B 6			-	-	-	747	761		
	C 134			-	-	-	727	677		
交雑牛	A 19	55	480.0	1,486	1,502	1,281	647	-	1,319	
	B 32			1,829	1,490	1,379	1,125	-		
	C 4			-	-	1,136	864	667		

茨城県家畜商業協同組合 茨城県中央家畜市場

開催日			5, 9, 19, 25, 29			
畜種	年齢	性別	頭数	最高(円)	最低(円)	平均(円)
乳牛	スモール	♀	2	52,800	24,200	38,500
		♂	89	176,000	2,200	101,274
		去計	0			
	子牛	♀	91	176,000	2,200	99,895
		♂	4	286,000	159,500	232,375
		去計	1	50,600	50,600	50,600
F1	3歳以上	♀	0			
		♂	5	286,000	50,600	196,020
		去計	2	553,300	551,100	552,200
	スモール	♀	2	553,300	551,100	552,200
		♂	59	278,300	33,000	196,341
		去計	52	341,000	110,000	237,748
黒毛和種	子牛	♀	0			
		♂	111	341,000	33,000	215,739
		去計	0			
	3歳以上	♀	1	287,100	287,100	287,100
		♂	0			
		去計	1	287,100	287,100	287,100

牛マルキン発動状況

販売月	支払区分	肉専用種	交雑種	乳用種
令和2年6月	確定単価	166,985.55 円	190,413.9円	48,078.9円
令和2年5月	確定単価	186,277.725円	146,220.3円	46,925.1円
	概算払単価	183,277.725円	142,220.3円	42,925.1円
令和2年4月	確定単価	211,465.35 円	148,130.1円	52,145.1円
	概算払単価	208,465.35 円	144,130.1円	48,145.1円

※注 肉専用種については積立金不足で、国費分(4分の3相当額)で交付しているため、表示単価は4分の3相当額になっています。

(注)

四半期の最終月以外については、交付金を概算払いし、各四半期の最終月に確定単価で精算払いをしています。(配合飼料価格安定制度の見直しによる生産費用算出の関係によるもの。)また、消費税抜きで算定されています。

◎算定基礎の詳しい情報は、(独)農畜産業振興機構HP (<http://www.alic.go.jp>) をご覧ください。

肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)ー新型コロナウイルス感染症対応ー

(1) 生産者負担金の納付猶予

令和2年4月末から納付期限を迎える全ての登録肉用牛について当面の間、生産者負担金の納付が猶予されます。猶予対象牛の実際に受け取る交付金額はおよそ4分の3となります。

(2) 算定方法の見直し

令和2年5月支払い分(令和2年3月販売分)から交付金の算定方法が変わります。

① 算定区域の見直し：標準的販売価格の算出について、今までの県別からブロック毎になります。

② もと畜費の見直し：もと畜費の算出に使用している「肉用子牛取引情報」について、近年の子牛の大型化が進む中、同情報のデータが340kg以下に限定されていることから実態が反映されていなかった。そこで体重制限を無くし日齢を182日から365日に変更し、より実態に即した素畜費となるようになりました。

令和3年度

茨城県立農業大学校入学生募集

農業の実践力を養います。大学への編入資格も得られます。

募集人員等

区分	学科名	募集人員	受験資格	修業年限	専攻コース
学科	農学科	40名	高校等を卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者	2年	普通作・露地野菜・果樹
	畜産学科	10		2年	
	園芸学科	30		2年	施設野菜・花き
研究科		10	農業大学校学科卒及び令和3年3月に卒業見込みの者、またはこれと同等以上の学力を有する者	2年	作物・園芸・畜産

願書受付・入学試験

試験区分	願書受付期間	試験日	選抜方法
推薦入試 (各学科)	令和2年9月28日(月)～ 10月16日(金)	令和2年10月28日(水)	小論文 口述試験(個別面接) 調査書等
一般入試 (各学科)	前期 令和2年11月16日(月)～ 12月11日(金)	令和2年12月17日(木)	筆記試験 口述試験(個別面接) 調査書等
	後期 令和3年2月1日(月)～ 2月19日(金)	令和3年3月4日(木)	
研究科 一般入試	令和2年11月16日(月)～ 12月11日(金)	令和2年12月17日(木)	筆記試験 口述試験(個別面接) 成績証明書等

授業料等

・入学試験手数料(2,200円)、入学科(5,650円)、授業料(年118,800円)、教材費他

問い合わせ先

〒311-3116 東茨城郡茨城町長岡4070-186
茨城県立農業大学校 入試事務局 TEL029-292-0010

農大ホームページ 茨城県立農業大学校／茨城県

検索



いばらきの高品質豚肉

ローズポーク
茨城県銘柄豚振興会

事務局
〒311-3155 東茨城郡茨城町下土師1950
全国農業協同組合連合会 茨城県本部内
TEL / 029-292-8004
FAX / 029-292-7743



茨城県銘柄鶏
奥久慈しゃも
奥久慈しゃも生産組合
〒319-3523 茨城県久慈郡大子町袋田3723
TEL / 0295-72-4250
FAX / 0295-72-2944



公益社団法人 茨城県畜産協会

TEL / 029(231)7501 FAX / 029(222)2032

- 当協会に対する意見・要望
Eメール info@ibaraki.lin.gr.jp
- 本紙への掲載「催事・各種情報」
Eメール kobayashi@ibachiku.com
- ホームページ
http://ibaraki.lin.gr.jp